

# 猪苗代町男女共同参画計画

(計画期間：令和3年度～令和8年度)

令和3年2月

猪 苗 代 町

# 目 次

## 第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格と位置付け	2
3 計画の期間	2

## 第2章 計画の内容

1 基本理念	3
2 計画の体系と具体的内容	4

### 【基本目標1】 男女共同参画社会の実現

(1) 男女共同参画の理解促進	5
(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	5
(3) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	6

### 【基本目標2】 子どもがいきいき育つ環境の整備

(1) きめ細やかな子育て支援	7
(2) ワーク・ライフ・バランスの実現	8

### 【基本目標3】 福祉と健康のまちづくり

(1) 福祉の充実	9
(2) 健やかに暮らせるまちづくりの推進	9

### 【基本目標4】 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

(1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり	10
-------------------------	----

## 第3章 計画の推進

1 計画の推進	11
2 推進体制	11

(参考) 男女共同参画政策に関する国内外・県内の動き

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化社会を迎え、社会情勢が大きく変化するなか、男女が年齢や性別にかかわらず、家庭、地域、職場など様々な分野で活躍し、その個性と能力をともに発揮できる男女共同参画社会の実現がより一層求められています。

しかし、人々の意識や社会慣習のなかには、依然として男女の固定的な役割分担意識が根強く残っており、共同参画が進んでいないのが現状です。男女がお互いに人権を尊重し、対等な立場でともに責任を分かち合う社会を実現するため、社会全体で男女共同参画社会の形成を推進することが重要です。

国では、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会形成に向けた取り組みを進めてきました。平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立しました。

また、平成27年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の躍進」を女性の活躍推進とともに、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として計画全体にわたる横断的視点として冒頭に位置づけ、あらゆる分野での施策の充実を図ることとしています。

本町においては、平成29年3月に策定した「第七次猪苗代町振興計画」において、男女共同参画社会の推進を盛り込み、男女ともに安心して暮らせる環境づくりと、町民同士が支え合う参加と協働のまちづくりに取り組むことを目標としています。

このことから、男女がともにひとりの人間として尊重され、その個性や能力を自らの意思によって発揮することができるよう、男女共同参画の理念の普及と男女共同参画社会の形成を推進するため「猪苗代町男女共同参画計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の性格と位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、第七次猪苗代町振興計画をはじめ、関連計画との整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けた施策、事業を展開するための計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく市町村推進計画、並びに「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画に位置付けます。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。なお、計画の実施状況や国、県をはじめ社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

## 第2章 計画の内容

### 1 基本理念

少子高齢化や人口減少が進行するなか、子育て家庭をはじめ地域を取り巻く環境は大きく変化し多様化しています。さらには、大規模な自然災害の多発や長引く経済活動の低迷、雇用環境の悪化など社会経済情勢は急激に変化しています。このような現状のなか、男女が性別にかかわらず、個性や能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現がより一層求められます。

本計画では、町民一人ひとりがその大切さを理解し、家庭、地域、職場などさまざまな分野で活躍することができるよう、また、男女がお互いを尊重し、思いやり、支え合いながら地域全体の活力を高め、誰もが笑顔で安心して暮らせるまちを目指し、次のように基本理念を定めます。

ともに互いを思いやり、尊重しあう 笑顔があふれるまち

## 2 計画の体系と具体的内容

基本目標		基本施策	主な施策
1	男女共同参画社会の実現	(1) 男女共同参画の理解促進	①男女平等・人権尊重への意識づくり ②各関係機関等との連携による啓発活動
		(2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	①学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進 ②地域・生涯学習における男女共同参画に関する教育・学習の推進
		(3) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大	①女性の登用促進 ②女性活躍を推進する環境の整備
2	子どもがいきいき育つ環境の整備	(1) きめ細やかな子育て支援	①子育て支援の推進 ②子育て支援サービスの充実 ③子育て家庭への経済的支援 ④子育て環境の充実 ⑤男女共同参画による子育ての推進
		(2) ワーク・ライフ・バランスの実現	①仕事と生活の調和の考え方の普及・啓発 ②仕事と生活の調和を推進するための環境の整備 ③各種制度の普及と啓発
3	福祉と健康のまちづくり	(1) 福祉の充実	①高齢者福祉の充実 ②障がい者（児）福祉の充実
		(2) 健やかに暮らせるまちづくりの推進	①健康づくりの推進 ②地域における支援の充実
4	配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶	(1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり	①DV等に関する啓発活動の推進 ②暴力の防止に向けた取り組みの推進

## 基本目標 1 男女共同参画社会の実現

---

### (1) 男女共同参画の理解促進

男女共同参画社会の実現のためには、ライフスタイルが個性化・多様化している現在において町民や事業者が男女共同参画について正しい知識を持ち、その必要性を理解することが大切です。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識がいまだに根強く残っています。

このような意識にとらわれず、すべての町民が性別等にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるよう、様々な機会をとおして男女共同参画意識を高める啓発・広報活動をより一層推進していきます。

#### ① 男女平等・人権尊重への意識づくり

啓発・広報活動を実施するなど様々な場や機会を通じ、町民の男女共同参画意識の醸成を図ります。

#### ② 各関係機関等との連携による啓発活動

効果的に男女共同参画意識の醸成を図るため、町民や関係機関、各種団体等による連携体制の構築を図ります。

### (2) 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を進めていくには、一人ひとりが男女共同参画について正しく理解し、自ら考え、判断し、行動できるよう、あらゆる機会を通じて情報や学習機会を提供し、生涯にわたり主体的で多様な生き方を選択できる能力を育成することが重要です。

また、教育の充実が男女共同参画を推進していくうえで人格形成に大きな影響を与え、特に幼児期や児童期における男女共同参画の視点に立った教育は、人権を尊重する心を育むうえで重要です。

そこで、園、学校、家庭、地域社会が連携し、一体的に男女共同参画における意識の醸成を図ります。

#### ① 学校教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進

幼児、児童、生徒など若年者に対し、より一層男女共同参画の意識の啓発が図られるよう、園、学校、家庭、地域社会との連携のもと発達段階に応じた男女共同参画の視点に立った適切な指導の充実に努めます。

また、教育の実態や課題について把握し、早期に課題解決を図るため教育相談体制を充実させます。

## ② 地域・生涯学習における男女共同参画に関する教育・学習の推進

町民が生涯にわたり学び続けることを通して心の豊かさを感じることができるよう、いつでも、どこでも、誰でも、何でも学習できる環境と機会を提供します。

また、学習活動で得た知識や成果が単に個人のものとして終わることなく、まちづくりに結びつくよう活用の促進を図ります。

## (3) 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

### (猪苗代町女性活躍推進計画)

共働き世帯が年々増加するなど女性の社会進出が進んでいますが、政策・方針決定の場における女性の参画は依然として少なく、指導的立場の多くは男性といった状況がみられます。

このような状況を改善し、持続可能で魅力的な社会を築くためには、男女双方の能力が十分に活かされることが大切であり、政策・方針決定の場に男女がともに参画し、多様な視点からの意見を反映する必要があります。

そこで、女性の参画を推進するとともに、政策・方針決定の場などあらゆる場に参画しやすい環境整備に努めます。

### ① 女性の登用促進

あらゆる分野において男女が共に参画し多様な視点の意見が反映されるよう、政策・方針決定の場へ女性が登用されるよう推進します。

### ② 女性活躍を推進する環境の整備

女性活躍の推進を効果的に進めるため、あらゆる機会を通し、女性自身の登用に對する意識の向上や行動することの重要性について啓発するとともに、男性を含めた社会全体の意識改革を図ります。

## 基本目標 2 子どもがいきいき育つ環境の整備

---

### (1) きめ細やかな子育て支援

少子化が急速に進行するなど社会情勢が変化するなか、女性の社会進出に伴う低年齢層の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安やストレスを抱える家庭が増加するなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は大きく変化し多様化しています。

このような中、すべての子育て家庭が安心して楽しく子育てができる環境を整備し、子どもが健やかに成長できるよう、社会全体で切れ目のない子ども・子育て支援を推進します。

#### ① 子育て支援の推進

ホームページや広報誌を活用し、子育てに関する各種情報の提供や、子どもの発達や発育など子育てに関する不安や悩みのある保護者が気軽に相談することができるよう相談体制を整備します。

#### ② 子育て支援サービスの充実

子どもとその保護者が希望する多様な教育・保育ニーズに対応するため、その提供体制を確保するとともに、保育士等の研修制度の充実を図り教育・保育の質の向上に努めます。

#### ③ 子育て家庭への経済的支援

安心して妊娠、出産でき、子育て家庭が自信とゆとりをもって楽しく子育てができるよう、保育料の無償化や各種手当を支給するなど、出産や子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

#### ④ 子育て環境の充実

学校や公共施設を活用し、子どもたちが安心・安全な活動拠点を設け、地域住民との交流等の取り組みを実施し、子どもたちが地域社会のなかで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

#### ⑤ 男女共同参画による子育ての推進

子育てについて両親が学ぶ機会を提供し、父親の家事・育児への参加を促します。また、子育てする意識の啓発を図り、男女が相互に協力して家庭生活と仕事を両立できるよう支援の充実に努めます。

## (2) ワーク・ライフ・バランスの実現

仕事は、暮らしを支えるために必要なものであり、個人にとって生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事、育児、介護、地域でのつながりなどの生活も暮らしに欠かすことのできないものであり、それぞれの充実があってこそ、一人ひとりの暮らしが豊かになると考えられます。

また、一人ひとりが、自分らしくいきいきと生きるためには、ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を形成することが必要であることから、男女が共に仕事と家事、育児、介護等の家庭生活及び地域生活の均衡を図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるような意識の醸成、仕事と家庭の両立支援を進めます。

### ① 仕事と生活の調和の考え方の普及・啓発

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、育児休暇の取得促進や柔軟な勤務形態、女性の再雇用などの普及・啓発を行うとともに、優良企業等の把握・周知等を進めます。

### ② 仕事と生活の調和を推進するための環境の整備

仕事と子育ての両立を行うには、男性の参加が不可欠であり、また企業側の理解と協力も欠かせません。男性も含めた育児休業や出産後の仕事に復帰しやすい環境づくりなど、企業や家庭、地域に幅広く子育て支援に関する情報提供を行い「ワーク・ライフ・バランス」に理解を深めていただけるよう、国・県と連携を取りながら体制づくりに努めます。

### ③ 各種制度の普及と啓発

「労働基準法」に基づく産前産後休業制度や育児時間制度、また「育児・介護休業法」に基づく育児休業制度など仕事と子育ての両立を支援するため、各種制度の情報を子育て家庭等に広く周知し、有効的に活用できる体制づくりに努めます。

## 基本目標 3 福祉と健康のまちづくり

---

### (1) 福祉の充実

少子高齢化や核家族化は今後さらに急速に進むことが予想され、援助を必要とする高齢者や障がい者（児）など様々な困難に直面する人々からの福祉ニーズは、ますます増大・多様化することが想定されます。そこで、だれもが安心して暮らすことができるよう、町全体が一体となった地域福祉体制を整備します。

#### ① 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域や家庭で、自らの知識と経験を生かして積極的に役割を果たし、生きがいをもって、できるだけ自立した生活を続けられるよう、多様な学習や活動の機会の提供に努めるとともに、地域支援事業等を適切に組み合わせながら、生活支援・介護予防サービスの充実を図ります。

#### ② 障がい者（児）福祉の充実

障がいの有無に関わらず、一人ひとりが個人として尊重され、それぞれの自己決定、自己選択によって住み慣れた地域で安全に安心して生活を送ることができるよう、障がい者（児）の生活環境やライフステージに応じ、切れ目のない適切な福祉サービスが受けられるよう支援します。

また、障がいに関する情報を学校教育や職場研修等のあらゆる場を通して啓発・広報等を行うことにより、障がい者（児）と住民の相互理解の普及に努めます。

### (2) 健やかに暮らせるまちづくりの推進

男女共同参画社会を実現するうえで、生涯にわたり心身が健康であることが重要です。このため、男女がともに互いの身体的特質を十分理解し合い、健康について正しい知識を持つとともに、健康課題を解決するための個人の取り組みの支援と身近な関係団体や地区組織、職場などからの働きかけが積極的に行われ、地域全体での健康づくりに取り組めるよう支援します。

#### ① 健康づくりの推進

すべての町民が健康で元気に暮らすため、健康管理の啓発と自主的な健康づくりを進め、人生のそれぞれの段階における保健事業の充実を図ります。

#### ② 地域における支援の充実

健やかにいきいきと自立した生活を送ることができるよう、健康診査・健康相談・介護予防事業などの充実を図ります。

## 基本目標 4 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

(猪苗代町DV対策基本計画)

---

### (1) あらゆる暴力を根絶するための環境づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）等のあらゆる暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、根絶すべき課題です。これらの暴力は、固定的な性別による役割分担意識や、家庭、社会における男性優位の意識が根強く残っていることによるものとされています。この問題を解決するため、関係機関との連携を強化し、被害者への支援体制を構築するとともに、あらゆる暴力を根絶する社会をめざして、問題の早期発見と未然防止のため啓発をより一層推進します。

#### ① DV等に関する啓発活動の推進

広報、講演会、学校教育等を通じて、DVやセクハラ等のあらゆる暴力は許される行為ではないという認識のもと、正しい知識の普及と理解促進を図ります。

#### ② 暴力の防止に向けた取り組みの推進

DV等のあらゆる暴力に関する相談については、県等関係機関との連携を図るとともに、被害者が相談しやすいような環境となるよう、様々な機会を活用し相談窓口の周知に努めます。

## 第3章 計画の推進

### 1 計画の推進

男女共同参画社会を実現するため、行政が中心となり関連施策を展開することはもとより、すべての町民、家庭、地域、職場等がそれぞれの立場で自主的に男女共同参画に取り組むことが大切であり、相互に理解を深めながら連携、協力し合い、ともに計画の推進を図ります。

### 2 推進体制

#### (1) 庁内推進体制の充実

男女共同参画計画を総合的かつ計画的に推進するため、関連部局が連携し、進捗状況の把握と検証に努め、全庁的に施策の推進を図ります。

#### (2) 町民・事業者等との連携

男女共同参画の推進を図るため、町民・事業者・関係機関・各種団体等と連携、協力し、効果的に本計画を推進します。

(参考)

男女共同参画政策に関する国内外・県内の動き

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き
1975 年 (昭和 50 年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976 年 (昭和 51 年)		民法の一部改正 (婚氏続称制度新設) 一部の公務員等に対する育児休業法 施行	
1977 年 (昭和 52 年)		「国内行動計画」策定	
1978 年 (昭和 53 年)			青少年婦人課と改組 婦人関係行政連絡会議設置
1979 年 (昭和 54 年)	国連総会 「女子差別撤廃条約」採択		婦人問題懇話会設置 「婦人の意識調査」実施
1980 年 (昭和 55 年)	「国連婦人の十年」中間年世界会 議 (コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プロ グラム」採択	「女子差別撤廃条約」への署名 民法の一部改正 (配偶者相続分の引き上げ)	
1981 年 (昭和 56 年)	「女子差別撤廃条約」発効	「国内行動計画後期重点目標」 策定	婦人問題についての意見具申 婦人問題協議会の設置
1982 年 (昭和 57 年)			
1983 年 (昭和 58 年)			「婦人の地位と福祉の向上のため の福島県計画」策定 婦人問題推進会議設置
1984 年 (昭和 59 年)		国籍法の改正 (父母両系主義)	
1985 年 (昭和 60 年)	「国連婦人の十年」最終年世界会 議 (ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロ ビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 男女雇用機会均等法成立 国民年金法改正 (婦人の年金権を保障)	福島県婦人団体連絡協議会結成 (24 団体加入)

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
1986年 （昭和61年）		婦人問題企画推進有識者会議開催 （婦人問題企画推進会議の後身） 男女雇用機会均等法施行	「婦人の意識調査」実施
1987年 （昭和62年）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 教育課程審議会答申 （高等学校家庭科男女必修（平成6年））	「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」見直し
1988年 （昭和63年）			「婦人の地位と福祉の向上のための福島県計画」改訂
1989年 （平成元年）			
1990年 （平成2年）	国連経済社会理事会で「ナイロビ将来戦略の実施に関する見直しと評価に伴う勧告」採択		
1991年 （平成3年）		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定） 目標年度：平成12年度 育児休業法成立	青少年婦人課に「婦人行政係」設置 婦人問題推進会議を「婦人問題企画推進会議」と名称変更
1992年 （平成4年）		育児休業法施行初の婦人問題担当大臣任命	「女性に関する意識調査」実施
1993年 （平成5年）	国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	パートタイム労働法成立 「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」 婦人問題企画推進本部決定	女性総合センター（仮称）整備検討 福島県女性史の編纂着手 福島県婦人団体連絡協議会32団体となる 「ふくしま新世紀プラン」策定 目標年度：平成12年度
1994年 （平成6年）	国際人口・開発会議 （カイロ）	男女共同参画審議会設置 男女共同参画推進本部設置	「ふくしま新世紀プラン」施行 青少年女性課女性政策室の設置 婦人問題企画推進会議を「女性問題企画推進会議」と名称変更
1995年 （平成7年）	第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	育児休業等に関する法律の改正（介護休業） ILO156号条約批准（家族責任を有する労働者の機会等の均等）	女性総合センター（仮称）基本構想策定

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
1996年 （平成8年）		「男女共同参画ビジョン」答申 （男女共同参画審議会） 「男女共同参画2000年プラン」策 定	女性総合センター（仮称）基本 計画策定
1997年 （平成9年）		「男女共同参画審議会設置法」 施行 男女雇用機会均等法の改正 労働基準法の改正 育児・介護休業法の改正 労働省設置法の改正 介護保険法成立	「福島県女性史」刊行
1998年 （平成10年）		「男女共同参画社会基本法案」を国 会に提出	女性総合センター（仮称）着工
1999年 （平成11年）		改正男女雇用機会均等法施行 「男女共同参画社会基本法」公布・ 施行	「男女共同参画に関する意識調 査」実施
2000年 （平成12年）	国連特別総会 「女性2000年会議」開催 （ニューヨーク）	男女共同参画審議会から「女性に対 する暴力に関する基本的方策につい て」答申 「第1次男女共同参画基本計画」策 定 「ストーカー行為の規制に関する法 律」公布・施行	群馬・新潟・福島三県女性サミッ ト2000開催 （会津大学） 「男女共生センター」竣工・開館 「ふくしま男女共同参画プラン」 策定
2001年 （平成13年）		内閣府に「男女共同参画会議」、 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害 者の保護に関する法律」公布・一部 施行	県民生活課人権・男女共同参画グ ループの設置 女性問題企画推進会議を「男女共 同参画推進会議」と名称変更 「ふくしま男女共同参画プラン」 施行 男女共同参画推進連係会議設置 「福島県男女平等を実現し男女が 個人として尊重される社会を形成 するための男女共同参画の推進に 関する条例」制定 「男女共同参画推進会議」廃止

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
2002年 （平成14年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」完全施行	県民環境室人権・男女共同参画グループに改編 「福島県男女平等を実現し男女が個人として尊重される社会を形成するための男女共同参画の推進に関する条例」施行 「男女共同参画審議会」設置 「男女共同参画推進員」設置 男女共同参画を考える市町村トップセミナー開催（男女共生センター）
2003年 （平成15年）		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「男女共同参画社会の将来像」検討会開催 第4・5回「女子差別撤廃条約」実施状況報告審議	県民環境総務領域人権男女共生グループに改編
2004年 （平成16年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正	「福島県グローバル政策対話」開催（男女共生センター） 「男女共同参画・配偶者等からの暴力に関する意識調査」実施
2005年 （平成17年）	第49回国連婦人の地位委員会（北京＋10）開催（ニューヨーク）	男女共同参画審議会から「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 「第2次男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画推進本部設置 男女共生ふくしまサミット開催（ビッグパレット） 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2006年 （平成18年）		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	多様なチャレンジキャンペーン事業「めざせ、理工系ガール」開催（会津大学）

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
2007年 （平成19年）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「パートタイム労働法」一部改正 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	「未来館国際シンポジウム」開催 （男女共生センター）
2008年 （平成20年）		内閣府に「仕事と生活の調和推進室」設置 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出 改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	人権男女共生課に改編 「男女共同参画・配偶者等からの暴力等に関する意識調査」実施
2009年 （平成21年）		DV相談ナビ開始 平成21年度 男女共同参画社会づくりに向けての全国会議開催	「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2010年 （平成22年）	第54回国連婦人の地位委員会（北京+15）開催（ニューヨーク）	我が国初のAPEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合開催 「第3次男女共同参画基本計画」策定	男女共生センター開館10周年
2011年 （平成23年）		女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告の提出（8月） 女子差別撤廃委員会最終見解に対するフォローアップ報告（8月）についての同委員会評価採択（11月）	
2012年 （平成24年）	APEC 女性と経済フォーラム開催（サンクトペテルブルク）	「女性の活躍による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定	人権男女共生課と青少年育成室が「青少年・男女共生課」に改編 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂

年	国連の動き	日本の動き	福島県の動き（年度で掲載）
2013年 （平成25年）		「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定 若者・女性活躍推進フォーラムの開催・提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2014年 （平成26年）	国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況のレビュー実施 世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で安倍総理が「2020年まで指導的地位にいる3割を女性にする」旨宣言	第186回国会施政方針演説（内閣総理大臣）で、①全ての女性が活躍できる社会を創る②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を28年度から全体で3割にすると発言 女性の活躍促進に向けた公共用達及び補助金の活用に関する取組指針決定	「女性活躍促進セミナー」実施 「男女共同参画・女性の活躍促進に関する意識調査」実施
2015年 （平成27年）	第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合開催（ニューヨーク） 第3回国連防災会議開催（仙台市）	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」策定	男女共生課に改編 男女共生センター開館15周年 「ふくしま女性活躍促進知事フォーラム」実施 「福島県女性活躍促進ネットワーク会議」実施 「女性活躍応援ポータルサイト」開設
2016年 （平成28年）			「ふくしま女性活躍応援会議」設立 「ふくしま女性活躍応援宣言」 「ふくしま男女共同参画プラン」改訂
2017年 （平成29年）	国際女性会議 WAW！開催（東京都） G7男女共同参画担当大臣会合開催（イタリア）		「ふくしま女性活躍応援会議幹事会」設立 「ふくしま女性活躍応援会議 リーダーパワーアップセミナー」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施
2018年 （平成30年）		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」成立	「ふくしま女性活躍応援会議～女性も男性も輝く未来づくりシンポジウム」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施
2019年 （平成31年、令和元年）			キラっ人さんと創る元気なふくしま「トークイベント・交流会」開催 講演会「経営戦略としてのワーク・ライフ・バランス」開催 「ふくしま女性活躍応援会議および幹事会」実施

---

---

**猪苗代町男女共同参画計画**

令和3年2月

発行 / 猪苗代町 保健福祉課

〒969-3123 福島県耶麻郡猪苗代町字城南100番地

TEL (0242) 62 - 2115

---

---